

4. 教職課程履修

(1) 教職課程新規履修者ガイダンス

教職課程を履修し教員免許状の取得を希望する者は、次のいずれかのガイダンスに必ず出席すること。

日時・場所：2年次以上新規履修者対象	2011年3月31日（木）16：00～17：00	3-521
1年次新規履修者対象	2011年9月22日（木）15：00～16：30	※場所は別途掲示する。
*上記ガイダンスは同内容		

(2) 教職課程履修申込・履修費納入

教職課程の授業科目を履修するためには、教職課程履修申込・履修費納入が必要である。

申込日程：2011年4月14日（木）～22日（金）（2年次生以上新規履修者対象）
9月26日（月）～10月28日（金）（1年次生および2年次生以上の新規履修者）
履修費：一律15,000円
*教職課程履修費は一度納入すれば、本学での学籍が継続している限り有効である。
*いったん納入した教職課程履修費は、返還しない。
申込・納入方法：前述の教職課程新規履修者ガイダンスで配布される申込書に必要事項を記入のうえ、教職課程履修費の証紙（2号館1階学事センター証紙販売機にて購入）を貼付して課程センター（4号館1階）に提出する。

(3) 教職課程科目の履修

1) 教職課程を履修するには

教職課程を履修するには、教職課程履修申込手続および教職課程履修費の納入を行うとともに、他の科目と同様に履修登録期間に履修登録をしなければならない。

2) 教職課程に関わる履修登録上の注意

- ①教職課程に関わる科目の単位数は、卒業要件に関わらず年間最高履修限度の単位数に算入される。但し、3年次生以上（理工学部は2年次生以上）で履修登録をする前の学期までに教職課程履修申込をしていれば、1学期あたり6単位、年間10単位まで超過履修することができる。手続きは課程センターで行うこと。手続き期間など詳細についてはLoyolaの課程センター掲示板で確認すること。
- ②本手引き記載の履修年次に従って履修すること。
- ③介護等体験の履修登録は不要。介護等体験の手続は5. 介護等体験を参照すること。

3) その他の注意

- ①教職課程に関わる科目が卒業単位数に算入されるか否かは各学科の卒業要件による。なお、教育実習はいずれの学科も卒業単位数に算入されない。介護等体験は単位修得とはならない。
- ②複数の教科を取得する場合、「教職に関する科目」、「その他の必修科目」の修得単位数は、それぞれの教科の単位数として算入することができる。但し、「教科教育法」は、教科ごとに修得する必要がある。

(4) 1年次から教職課程の履修を開始する学生へ

教職課程を履修し教員免許状の取得を希望する1年生は、次の説明会に出席すること。

日時・場所：2011年4月13日（水）15：00～16：00	3-521（理工学部以外）
2011年4月13日（水）10：00～12：00	12-303（理工学部生のみ）

免許状取得のための要件は「教育職員免許状取得の所要資格」p.7のとおりであるが、近年、修得しなければならない単位数が増加している。また、留学する場合は短期間に必要な科目を履修しなければならない。さらに、教育実習参加資格、免許取得要件を満たすためには、1年次から計画的に履修することが望まれる。そこで、「教職に関する科目」あるいは「その他の必修科目」で1年次で履修できる科目はなるべく1年次のうちに履修しておくこと。

例) 教育原理Ⅰ、比較教育社会学、教職概論、教育心理学、学校カウンセリングⅠ・Ⅱ、教科教育法（一部の教科を除く）、憲法、「教科に関する科目」のうち全学共通科目および学科科目の1年次配当科目
なお、教職課程履修申込を行う前に修得した単位数は、教員免許取得に必要な単位として認められる。

(5) 留学（交換留学・一般留学）する学生へ

教員免許状の取得は、卒業に必要な単位を修得する以外に、「教職に関する科目」の履修、介護等体験、教育実習などが必要となる。留学することによって、これらの手続および実施についてあらかじめ周知な計画を立てておく必要がある。さらに留学期間に修得した単位は、2010年度より本学の卒業単位として換算・認定された科目のうち、「教科に関する科目」、「66条の6」の科目について免許状取得に必要な単位として認められるようになった。教職課程に必要な単位として認定を希望する学生は帰国後3ヶ月以内に課程センターへ申し出て所定の手続を行い、認定可能な単位数等詳細については、課程センター窓口にて確認すること。ただし、留学して4年間で卒業する場合は、かなりの覚悟と努力が必要となる。留学する場合の注意点を列挙するので、熟読の上、各自で履修計画を立て、不明な点は課程センターで確認すること。

①代理人による手続

次の手続は代理人でも可能なので、本人が手続できない場合は代理人に委任状を預けて手続を行うこと。

手続	時期
介護等体験申込	1月中旬～下旬
教育実習費等納入	4月上旬～中旬

②介護等体験の実施

介護等体験はその年度の7月から3月の期間に実施されるので、その間に留学期間を含む場合は、次の年度に実施することになる。3年次秋学期から4年次春学期にかけて留学する場合、帰国時期を前もって決めておくこと。第1回・第2回の事前指導にどうしても出席できない場合は、事前に課程センターに相談すること。

③教育実習参加資格

3年次秋学期から留学する学生で4年次に教育実習を実施する場合は、教育実習参加資格を3年次春学期までに満たしておくこと。

④教育実習Ⅰ（教育実習事前事後指導）

教育実習実施年度に教育実習Ⅰ（教育実習事前指導）を受講することができない場合は、教育実習実施の前年度（3年次）に受講しておくこと。

⑤教育実習Ⅱ・Ⅲ

教育実習受入の依頼をする際、実施時期が帰国後になるように相談すること。あるいは帰国後に実施できる実習校を探すこと。もし帰国後に実施できる実習校が見つからない場合は、教育実習の実施を次の年度以降に行うことになる。

(6) 休学する学生へ

休学すると、介護等体験、教育実習などの手続、実施を標準的な時期に行うことができない場合があるので、あらかじめ課程センターで履修指導を受けること。

(7) 編入学生及び本学入学前に他大学（短期大学を含む）に在籍していた学生へ

教職課程の履修を始める前に、必ず課程センターで履修指導を受けること。教員免許状取得に必要な単位を、他大学において修得した学生は、その大学にて「学力に関する証明書」の交付を受け、課程センター窓口へ提出し、履修指導を受けること。また、2010年度より、本学の卒業単位として換算・認定された科目のうち、「教科に関する科目」、「66条の6」の科目について免許状取得に必要な単位として認められるようになった。単位認定を希望する学生は、課程センターで所定の手続を行い、認定可能な単位数等詳細については、課程センター窓口にて確認すること。

(8) 比較文化学部、国際教養学部の学生へ

2007年度から比較文化学部並びに国際教養学部に所属する学部生が履修する「科目コード620000番台」の教職課程科目に限り、履修単位数にかかわらず単位あたりで算定する授業料の枠組みから除外し、授業料の請求は行わない。また、2007年度以降に履修するこれらの科目は、卒業に必要な単位に算入することはできない。この措置は、当該学部生が教職免許状を取得申請するか否かにかかわらず、履修登録の時点で適用する。比較文化学部生で既に2005年度以前に修得済みの当該科目（科目コード620000番台）については、各自に適用される履修要件に基づき卒業単位に算入することができる。

(9) 秋学期入学の学生へ

①教職課程の行事

教職課程は4月から3月の年度に基づいて組まれているので、秋学期に入学した学生は、行事への参加、介護等体験、教育実習の参加時期について注意すること。

行 事	実 施 時 期
教職課程新規履修者ガイダンス	1年次春学期（3月下旬）または2年次秋学期（9月下旬）
教育実習準備ガイダンス	3年次春学期から4年次秋学期に実施する場合は2年次の秋学期（1月中旬～下旬） 4年次春学期に実施する場合は3年次の秋学期（1月中旬～下旬）
介護等体験ガイダンス	3年次秋学期（1月中旬）
介護等体験	3年次春学期から4年次秋学期
教育実習	4年次（国際教養学科の秋入学者は3年次春学期も可）

②教育実習参加資格

教育実習に参加する前の学期までに教育実習参加資格を満たしておくこと。

③教員免許状

教員免許状の申請は、3月に卒業する場合は4年次春学期（7月上旬）の教員免許状一括申請ガイダンスに出席し申し込むことができる。9月に卒業する場合は、卒業後に各自で都道府県教育委員会に個人申請する。

(10) 自学科で取得できる教科以外の教科を取得する場合（他学科聴講）

自学科で取得できる教科は「課程認定を受けている免許状の種類・教科（学部）」p.6に掲載したとおりであるが、自学科で取得できる教科以外の教科を取得する場合は、自学科で取得できる教科の免許状を1教科以上取得する必要がある。

「教科に関する科目」は、英文学科、英語学科、比較文化学科、国際教養学科以外の学生が英語を取得する場合は「他教科として「英語」を取得するために履修できる科目（中学・高校共通）」に従って履修すること。英語以外の教科は、いずれかの学科・教科で定める科目に従って履修すること。同じ教科でも複数の学科にまたがって履修することはできない。事前に開講学科の承諾を得ること。

なお、他学科聴講で免許状を取得しようとする場合は必ずしも卒業までに取得できる保障はない。

(11) 介護等体験・教育実習に参加する学生へ

1) 個人情報の取り扱いについて

介護等体験、教育実習では、体験・実習先の生徒や施設利用者の氏名など個人に関する情報を見聞きすることがありますが、これらの情報を決して外部に漏らすことがないように十分注意してください。特に教育実習において、生徒の氏名、写真、成績などの取り扱いに関して自分で判断せず、必ず指導教員の指示に従ってください。

2) セクシュアル・ハラスメントについて

体験・実習先で発生したセクシュアル・ハラスメントが報告されています。未然に防ぐためにも介護等体験・教育実習の前に、セクシュアル・ハラスメントの内容、防止方法、被害に遭った場合の対応等について本学ホームページ (<http://www.sophia.ac.jp/>) 等で確認しておいてください。

(12) 卒業までに免許状取得要件を満たせなかった場合

卒業後、本学の科目等履修生（大学院に在籍していても可）として、あるいは他大学の通信教育等で不足する単位を修得すれば免許状を取得することができる。

(13) 課程センターからのお知らせ

教職課程に関するお知らせは、すべてLoyolaの課程センター掲示板で行う。お知らせを見なかったために生じた不利益は学生本人の責任となる。また、課程掲示板（4号館1階課程センター前廊下）大学公式ホームページ (<http://www.sophia.ac.jp/>) の課程のページで教職課程に関する情報を提供する。

(14) 介護等体験事前指導・ガイダンスの「欠席」について

介護等体験事前指導、各種ガイダンスの出席は、教員免許状を取得するために義務付けており、事務手続、教育実習、介護体験実習を順調に実施できるように説明し指導をしている。また、予め開催日程を『履修要覧（課程編）』、課程掲示板、Loyolaでお知らせしているので、アルバイト、サークル活動、その他の都合等においても、日程を調整して必ず出席すること。止むを得ない事情で欠席せざるを得ない場合は、事前に「欠席届」を提出すること。また、当日欠席してしまった場合は、「欠席届」をすみやかに提出し、指導を受けること。期限を過ぎての手続や申請が認められない場合がある。

欠席届については、P37に文例を載せているので各自確認すること。